

## 「米政策改革」において生産者の経営安定の確保を求める意見書

国は、「米政策改革」において、平成30年産を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需要見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行われる状況になるよう、米政策の見直しに取り組んでいる。

全国では、米政策改革大綱の決定以降、行政、農協関係団体及び集荷業者等が連携して需給調整の取組を推進し、平成27年産米では、生産数量目標の配分を開始して以来、初めて超過作付が解消されるなど、需要に応じた生産についての理解が浸透しつつある。

一方で、生産数量目標の配分がなくなれば、各産地で主体的に需給調整を行っても、特定の産地が生産を増大させ、結果として供給過剰となり米価が下落するなどの不安もある。

よって、政府においては、米の需給及び価格の安定と農業の持続的発展に寄与する政策の確立を図るため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 生産者の不安を払拭し、産地における円滑な生産調整を推進するため、産地交付金を含む水田活用の直接支払交付金においては、戦略作物などへの支援をより明確に位置付け、将来に向けた継続的な支援とすること。
- 2 収入減少影響緩和交付金（ナラシ）の着実な実施とともに、現在、調査・検討を行っている収入保険制度の導入により、生産者の経営安定対策を構築すること。
- 3 日本型直接支払制度など水田農業の持続的発展に資するための各種施策の充実強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月21日

内閣総理大臣  
財務大臣あて  
農林水産大臣

福島県議会議長 杉山純一